

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月31日
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡 大
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目 1 9 番 4 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5807-9710
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	ありがとうファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額5000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成23年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(12) 【その他】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

申込みの方法

- 当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。申込みは1千円以上1円単位で行うものとし、買付口数の計算で生ずる1口未満の端数は切り上げます。

（後略）

<訂正後>

申込みの方法

- 当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。申込みは1千円以上1円単位で行うものとし、買付口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせ下さい。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

(3) 【ファンドの仕組み】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

委託会社の概況

（前略）

a. 資本の額（平成23年10月末日現在）

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月9日	： 「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）
平成16年3月31日	： 増資5,000万円（資本金 15,000万円）
平成16年7月20日	： 「投資信託委託業」（第32号）認可
平成19年4月2日	： 増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c. 大株主の状況（平成23年10月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数（b）	比率（b/a）
石塚久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

< 訂正後 >

委託会社の概況

（前略）

a. 資本の額（平成24年4月末日現在）

資本金 265百万円
発行する株式の総数 40,000株
発行済株式の総数 26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月9日 : 「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）

平成16年3月31日 : 増資5,000万円（資本金 15,000万円）

平成16年7月20日 : 「投資信託委託業」（第32号）認可

平成19年4月2日 : 増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日 : 金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日 : 増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日 : 増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日 : 増資4,000万円（資本金 26,500万円）

c. 大株主の状況（平成24年4月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数（b）	比率（b/a）
石塚久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%

村山甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%
-------	----------	--------	--------

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

(中略)

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成23年10月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(中略)

種類・項目	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
運用の基本方針	

基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 (参考)マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p><運用の基本方針> この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p><主要投資対象> 主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p><投資態度> 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.49875% (税抜0.475%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
その他費用	監査報酬(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限31.5万円)、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号 (社)投資信託協会加入 / (社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社(日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託) 金融商品取引業者 関東財務局長(登金)第15号
信託期間	無期限
決算日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)
種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	

投資対象	ニッポンコムジスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） 借入金の利息及び立替金の利息等
その他	

委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 (社)投資信託協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	

信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	<p>日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 (社)投資信託協会加入</p>
受託会社	<p>野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会</p>
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

（中略）

（参考）指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（参考）指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成24年4月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成24年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

ます。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成24年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（中略）

種類・項目	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 （参考）マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>< 運用の基本方針 ></p> <p>この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>< 主要投資対象 ></p> <p>主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>< 投資態度 ></p> <p>国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。</p> <p>実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.49875%（税抜0.475%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
その他費用	監査報酬（純資産総額に対し、税込年0.0105%（上限31.5万円）、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	

委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号 (社)投資信託協会加入 / (社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号 日本証券業協会加入 / (社)金融先物取引業協会加入 / (社)日本証券投資顧問業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	

投資対象	ニッポンコムジスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） 借入金の利息及び立替金の利息等
その他	

委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 (社)投資信託協会加入、(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。 有価証券の貸付は行いません。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。 約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
収益分配方針	毎決算時（原則として12月25日、ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。） ・ 借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 (社)投資信託協会加入、(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

（中略）

（参考）指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成24年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

（後略）

（2）【投資対象】

原届出書の該当箇所を＜訂正前＞から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

* 上記は平成23年10月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

* 上記は平成24年4月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

（3）【運用体制】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

* 運用体制は平成23年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

<訂正後>

(前略)

* 運用体制は平成24年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

3 【投資リスク】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

* リスク管理体制は、平成23年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

(前略)

* リスク管理体制は、平成24年4月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

税額は平成23年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

(中略)

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(平成23年10月末日現在)

(後略)

<訂正後>

(前略)

税額は平成24年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

(中略)

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(平成24年4月末日現在)

(後略)

(5) 【課税上の取扱い】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて
< 個人の受益者に対する課税 >
(平成24年12月31日まで)

収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

なお上記 収益分配金の課税及び 解約時及び償還時の課税における税率10.147%は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

< 法人の受益者に対する課税 >

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。
- ・ 上記7%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日まで7.147%（所得税7.147%）となり、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となります。
- ・ 地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度は適用されません。
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等（販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）に

あたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照下さい。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（ご参考） お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料		
換金時 (解約請求)	信託財産留保金		

（平成24年12月31日まで）

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10%
換金時 (解約請求)	所得税および地方税		換金時の差益に対して10%
償還時	所得税および地方税		償還時の差益に対して10%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

（平成25年1月1日から平成25年12月31日）

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10.147%
換金時 (解約請求)	所得税および地方税		換金時の差益に対して10.147%
償還時	所得税および地方税		償還時の差益に対して10.147%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

（平成26年1月1日以降）

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 20.315%
換金時 (解約請求)	所得税および地方税		換金時の差益に対して20.315%
償還時	所得税および地方税		償還時の差益に対して20.315%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

以下は平成24年4月末日現在の

の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6,792,133,868	85.23
投資証券	ルクセンブルグ	582,431,529	7.31
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		594,379,383	7.46
合計(純資産総額)		7,968,944,780	100

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資 信託 受益 証券	社会貢献 ファンド	1,571,542,949	8,604.00	1,352,155,553	9,120	1,433,247,169	17.99
2	日本	投資 信託 受益 証券	TMA長期 投資ファン ド	1,587,180,002	7,922.47	1,257,439,544	8,597	1,364,498,647	17.12
3	日本	投資 信託 受益 証券	さわかみ ファンド	1,015,494,028	10,833.00	1,100,084,680	11,399	1,157,561,642	14.53
4	日本	投資 信託 受益 証券	コモンズ30 ファンド	750,494,614	8,841.83	663,574,799	9,701	728,054,825	9.14
5	日本	投資 信託 受益 証券	トヨタグ ループ株式 ファンドF	693,960,447	8,340.00	578,763,012	9,811	680,844,594	8.54

6	ルクセンブルグ	投資証券	キャピタル・インターナショナル・US グロースアンドインカム・ファンド クラスX	406,442.10	1,230.18	500,000,000	1,433	582,431,529	7.31
7	日本	投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	623,389,123	8,093.00	504,508,817	8,879	553,507,202	6.95
8	日本	投資信託受益証券	ALAMCO ハリス グローバルバリュー株ファンド	653,522,912	6,156.00	402,308,704	7,256	474,196,224	5.95
9	日本	投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	460,662,483	7,429.00	342,226,158	8,688	400,223,565	5.02

参考資料

組入ファンドの株式組入上位10銘柄（平成24年4月末日現在）

「さわかみファンド」

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.25%
2	ブリヂストン	ゴム製品	3.44%
3	三菱重工業	機械	2.94%
4	花王	化学	2.39%
5	国際石油開発帝石	鉱業	2.35%
6	商船三井	海運業	2.20%
7	信越化学工業	化学	2.08%
8	デンソー	輸送用機器	1.85%
9	パナソニック	電気機器	1.77%
10	ホンダ	輸送用機器	1.65%

* 上記組入比率は、純資産総額に対する比率です。

「トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）」

トヨタグループ株式マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	保有比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	49.38%
2	デンソー	輸送用機器	17.46%
3	アイシン精機	輸送用機器	6.34%
4	豊田自動織機	輸送用機器	5.61%
5	ダイハツ工業	輸送用機器	4.91%

6	豊田通商	卸売業	4.27%
7	日野自動車	輸送用機器	2.48%
8	ジェイテクト	機械	2.29%
9	豊田合成	輸送用機器	1.62%
10	小糸製作所	電気機器	1.51%

* 上記保有比率は、現物株式組入れ = 100%とした各銘柄の比率です。

「社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）」

ALAMCO社会貢献マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	関西ペイント	化学	3.7%
2	堀場製作所	電気機器	3.5%
3	京セラ	電気機器	3.3%
4	オイレス工業	機械	3.2%
5	スタンレー電気	電気機器	3.2%
6	マキタ	機械	3.1%
7	トヨタ自動車	輸送用機器	3.0%
8	リンテック	その他製品	2.9%
9	サトーホールディングス	機械	2.8%
10	東洋水産	食料品	2.6%

* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	3.5%
2	デンソー	自動車	2.9%
3	浜松ホトニクス	産業用エレクトロニクス	2.8%
4	関西ペイント	基礎素材	2.7%
5	ミスミグループ本社	商社	2.5%
6	三菱商事	商社	2.5%
7	キヤノン	産業用エレクトロニクス	2.5%
8	セブン銀行	銀行	2.4%
9	SMC	機械	2.4%
10	リンナイ	建設・住宅・不動産	2.4%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ESSILOR INTL	ヘルスケア	6.5%
2	SODEXO	一般消費財・サービス	5.5%
3	SAP AG	情報技術	5.3%
4	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	5.0%
5	INDITEX	一般消費財・サービス	5.0%
6	DANONE	生活必需品	4.9%
7	LINDE AG	素材	4.4%
8	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	4.2%
9	COLOPLAST -B	ヘルスケア	4.2%

10	LVMH MOET HENNESSY	一般消費財・サービス	4.0%
----	--------------------	------------	------

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	6.6%
2	HEINEKEN NV	生活必需品	4.0%
3	CHINA LIFE INSURANCE	金融	3.8%
4	JBS SA	生活必需品	3.8%
5	CCR SA	資本財・サービス	3.3%
6	NHN CORP	情報技術	3.3%
7	CIELO SA	情報技術	3.2%
8	MOBILE TELESYSTEMS -ADR	電気通信サービス	3.2%
9	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	3.1%
10	TENCENT HOLDINGS	情報技術	3.1%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	6.8%
2	STARWOOD HOTELS&RESORTS	消費者サービス	4.1%
3	ADECCO SA-REG	商業・専門サービス	3.8%
4	WELLS FARGO&CO	銀行	3.7%
5	DAIMLER AG-REG	自動車・自動車部品	3.7%
6	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	3.5%
7	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	3.5%
8	PUBLICIS GROUPE	メディア	3.4%
9	AKZO NOBEL	素材	3.3%
10	ALLIANZ SE	保険	3.3%

* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「コムズ30ファンド（適格機関投資家用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ファーストリテイリング	小売業	3.73%
2	ローソン	小売業	3.66%
3	楽天	サービス業	3.61%
4	ユニ・チャーム	化学	3.57%
5	日揮	建設業	3.53%
6	ベネッセホールディングス	サービス業	3.46%
7	小松製作所	機械	3.44%
8	シスメックス	電気機器	3.36%
9	ディスコ	機械	3.35%
10	カカコム	サービス業	3.32%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」

	銘柄名	業種	構成比率
--	-----	----	------

1	AT&T	電気通信サービス	5.1%
2	Philip Morris International	生活必需品	4.8%
3	Dow Chemical	素材	3.8%
4	Microsoft	情報技術	3.7%
5	Apple	情報技術	3.5%
6	Royal Dutch Shell	エネルギー	3.4%
7	Altria	生活必需品	3.0%
8	Citigroup	金融	2.9%
9	Oracle	情報技術	2.8%
10	ConocoPhillips	エネルギー	2.7%

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券		85.23
投資証券		7.31
合計		92.54

八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに
下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成16年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (平成17年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-

第2期 (平成18年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (平成19年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成20年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成21年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (平成22年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (平成23年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
平成23年4月末日	7,692,869,311	-	0.8769	-
5月末日	7,637,280,504	-	0.8680	-
6月末日	7,745,678,206	-	0.8776	-
7月末日	7,714,014,342	-	0.8691	-
8月末日	7,105,766,275	-	0.7940	-
9月末日	7,049,620,175	-	0.7831	-
10月末日	7,260,800,022	-	0.8031	-
11月末日	6,906,497,819	-	0.7625	-
12月末日	6,909,843,949	-	0.7569	-
平成24年1月末日	7,258,823,041	-	0.7920	-
2月末日	7,983,929,078	-	0.8684	-
3月末日	8,235,485,872	-	0.8936	-
4月末日	7,968,944,780	-	0.8618	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期(中間期)	9.37%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日

作成基準日:2012年4月末

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口あたりの価額です。

分配金の推移

2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年8月	2009年8月	2010年8月	2011年8月	設定来累計
0.0円	0.0円						

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

主要な資産の状況

組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
社会貢献ファンド	日本株式	18.0%
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式	17.1%
さわがみファンド	日本株式	14.5%
commons30ファンド	日本株式	9.1%
トヨタグループ株式ファンドF	日本株式	8.5%
CIF US Growth and Income	米国株式	7.3%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式	6.9%
ALAMCO ハリス グローバル パリュール株ファンド2007	先進国株式	6.0%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	先進国株式	5.0%
現金等	—	7.5%

・資産クラスは2012年4月末現在、主として投資対象としている地域を表示しています。

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況

国内株式	58.5%
海外株式(先進国)	22.5%
海外株式(新興国)	6.1%
その他(現金等)	12.9%

・各ファンドの4月末のデータを基に作成

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※2004年は設定日から年末までの、2012年は4月末までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

地域別投資比率



・組入れファンド毎に開示情報に違いがあるため、ファンド国籍や投資先市場等を考慮し、弊社独自の基準にて比率を算出。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期（中間期）	463,175,521	219,254,208	9,193,387,373

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる1口未満の端数金額は切上げます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせ下さい。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

<訂正前>

（1）（省略）

（2）（省略）

<訂正後>

（1）（省略）

（2）（省略）

（3）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（4）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

ありがとうファンド

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第8期中間計算期間末 平成24年2月29日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		131,815
コール・ローン		596,000,000
投資信託受益証券		6,850,475,225
投資証券		573,083,361
流動資産合計		8,019,690,401
資産合計		8,019,690,401
負債の部		
流動負債		
未払解約金		2,452,944
未払受託者報酬		3,700,904
未払委託者報酬		29,607,475
流動負債合計		35,761,323
負債合計		35,761,323
純資産の部		
元本等		
元本		9,193,387,373
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		1,209,458,295
(分配準備積立金)		168,938,518
元本等合計		7,983,929,078
純資産合計		7,983,929,078
負債純資産合計		8,019,690,401

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第8期中間計算期間 自 平成23年9月1日 至 平成24年2月29日 金額(円)
営業収益		
受取利息		203,440
有価証券売買等損益		722,497,319
営業収益合計		722,700,759
営業費用		
受託者報酬		3,700,904
委託者報酬		29,607,475
営業費用合計		33,308,379
営業利益又は営業損失()		689,392,380

経常利益又は経常損失（ ）		689,392,380
中間純利益又は中間純損失（ ）		689,392,380
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		1,958,158
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,843,699,785
剰余金増加額又は欠損金減少額		45,287,937
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		45,287,937
剰余金減少額又は欠損金増加額		102,396,985
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		102,396,985
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,209,458,295

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第8期中間計算期間 自 平成23年9月1日 至 平成24年2月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。

（追加情報）

区 分	第8期中間計算期間 自 平成23年9月1日 至 平成24年2月29日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第8期中間計算期間末 平成24年2月29日現在
1. 期首元本額	8,949,466,060円
期中追加設定元本額	463,175,521円
期中一部解約元本額	219,254,208円
2. 受益権の総数	9,193,387,373口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,209,458,295円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第8期中間計算期間 自 平成23年9月1日 至 平成24年2月29日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期中間計算期間末 平成24年2月29日現在
1 . 中間貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第8期中間計算期間末 平成24年2月29日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期中間計算期間末 平成24年2月29日現在
1口当たり純資産額	0.8684円
(1万口当たり純資産額)	(8,684円)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

【純資産額計算書】 平成24年4月末日現在

資産総額	7,983,718,156円
負債総額	14,773,376円
純資産総額（ - ）	7,968,944,780円
発行済口数	9,246,685,082口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8618円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

原届出書の該当箇所を< 訂正前 > から< 訂正後 > の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

資本の額（平成23年10月末現在）
（後略）

< 訂正後 >

資本の額（平成24年4月末現在）
（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の該当箇所を< 訂正前 > から< 訂正後 > の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

平成23年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	<u>7,260,800,022円</u>

< 訂正後 >

（前略）

平成24年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	<u>7,968,944,780円</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。

< 訂正内容 >

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下、「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第7期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）および第8期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表ならびに第9期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

原届出書の財務諸表の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加内容 >

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

期 別	第9期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）		
	内 訳	金 額	構 成 比
科 目			
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		43,101	
直販顧客分別金信託		4,748	
前払費用		867	
立替金		0	
未収委託者報酬		4,826	
流動資産計		53,544	48.7
有形固定資産 1			
器具備品	384		
有形固定資産計		384	0.4
無形固定資産			
ソフトウェア	1,073		
無形固定資産計		1,073	1.0
投資その他の資産			
投資有価証券	54,817		
長期前払費用	30		
投資その他の資産計		54,847	49.9
固定資産計		56,306	51.3

資産合計		109,850	100.0
(負債の部)			
流動負債			
顧客からの預り金		1,233	
預り金		327	
未払金		3,566	
未払費用		2,246	
未払法人税等		456	
未払消費税等		604	
流動負債計		8,435	7.7
固定負債			
株主、役員又は従業員からの長期借入金		25,000	
退職給付引当金		715	
固定負債計		25,715	23.4
負債合計		34,150	31.1
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		265,000	241.2
利益剰余金		174,116	158.5
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	174,116		
株主資本計		90,883	82.7
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		15,183	
評価・換算差額等計		15,183	13.8
純資産合計		75,700	68.9
負債・純資産合計		109,850	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第9期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日		
	金額		百分比
営業収益			
委託者報酬	30,062		
営業収益計		30,062	100.0
営業費用		16,578	55.1
一般管理費 1		17,701	58.9
営業損失		4,216	14.0
営業外収益		4	0.0
営業外費用 2		44	0.2
経常損失		4,256	14.2
税引前中間純損失		4,256	14.2
法人税・住民税及び事業税	145	145	0.5
中間純損失		4,401	14.6

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	265,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	265,000
利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	当期首残高	169,714
	当中間期変動額	
	中間純損失	4,401
	当中間期変動額合計	4,401
	当中間期末残高	174,116
利益剰余金合計	当期首残高	169,714
	当中間期変動額	
	中間純損失	4,401
	当中間期変動額合計	4,401
当中間期末残高	174,116	
株主資本合計	当期首残高	95,285
	当中間期変動額	
	中間純損失	4,401
	当中間期変動額合計	4,401
当中間期末残高	90,883	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	8,351
	当中間期変動額	

	株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	6,832
	当中間期変動額合計	6,832
	当中間期末残高	15,183
評価・換算差額等合計	当期首残高	8,351
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	6,832
	当中間期変動額合計	6,832
	当中間期末残高	15,183
純資産合計	当期首残高	86,934
	当中間期変動額	
	中間純損失	4,401
	株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	6,832
	当中間期変動額合計	11,233
	当中間期末残高	75,700

重要な会計方針

	第9期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法。 （評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定して おります。）</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお取得価額10万 円以上20万円未満の少額減価償却資産に ついては一括償却資産として3年間で均等 償却する方法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～5年</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内 における利用可能期間（5年）に基づく定額 法によっております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間 については法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。</p>

3引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。
4その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(追加情報)

第9期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第9期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 器具備品 1,667千円

(中間損益計算書関係)

第9期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
1 減価償却実施額 有形固定資産 128千円 無形固定資産 221千円 長期前払費用 12千円 2 営業外費用のうち主なもの 支払利息 37千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日

1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会計 期間増加株 式数	当中間会計 期間減少株 式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項 配当金支払額 該当事項はありません。				

(リース取引)

第9期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第9期（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	43,101	43,101	-
(2) 直販顧客分別金信託	4,748	4,748	-
(3) 未収委託者報酬	4,826	4,826	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	54,817	54,817	-
資産計	107,494	107,494	-
(1) 未払金	3,566	3,566	-
(2) 株主、役員又は従業員か らの長期借入金	25,000	25,000	-
負債計	28,566	28,566	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)投資有価証券

証券投資信託は市場価格を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(有価証券関係)

第9期（平成23年9月30日現在）

1.その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証券)	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証券)	54,817	70,000	15,183
小計	54,817	70,000	15,183
合計	54,817	70,000	15,183

(デリバティブ取引)

第9期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日現在）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

第9期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日									
1株当たり純資産額	2,856円62銭								
1株当たり中間純損失	166円11銭								
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、1株当りの中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>中間純損失</td> <td>4,401千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に帰属しない金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る中間純損失</td> <td>4,401千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>26,500株</td> </tr> </table>		中間純損失	4,401千円	普通株式に帰属しない金額		普通株式に係る中間純損失	4,401千円	期中平均株式数	26,500株
中間純損失	4,401千円								
普通株式に帰属しない金額									
普通株式に係る中間純損失	4,401千円								
期中平均株式数	26,500株								

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5 【その他】

c. 訴訟事件その他の重要事項

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

平成23年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(後略)

<訂正後>

平成24年4月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(後略)

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本の額及び事業の内容】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年10月末日現在

<訂正後>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成24年4月末日現在

独立監査人の中間監査報告書

平成24年5月20日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成23年9月1日から平成24年2月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの平成24年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1.上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月9日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月25日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年5月10日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。